

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

第40号 令和6年4月24日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦



### 1 工事概要

- (1) 工事名 輸送事務室その他外壁等改修工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊高畑山分屯基地
- (3) 工期 契約締結日～令和7年3月31日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「防水」で級別の格付を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記3の等級）がA～D等級又は、「防水」に係る等級がA～C等級であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部隊等  
〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581  
航空自衛隊第5航空団（新田原基地）会計隊契約班 高橋  
TEL 0983-35-1121（内線5735）  
FAX 0983-35-1805

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和6年4月24日から令和6年5月16日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの。

エ 交付方法

手交又は郵送

なお、仕様書については、公告とともに公示している場合は、新田原基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月16日 午後1時00分

イ 提出方法

持参又は郵送

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月23日 午後1時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第6項第4号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月27日 午前10時30分

イ 場所

航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券、又は履行保証保険契約に係る証券による保証を付するものとする。（契約不適合特約（1年間）を付したのものに限る。）この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否  
要

(9) 適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

入 札 書

工事名（業務の名称）：輸送事務室その他外壁等改修工事

入札金額：¥

上記の金額をもって工事に係る入札及び契約心得・契約条項を承諾の上、入札します。

令和6年5月27日

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 越智 靖彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。



令和6年5月27日

委任状

受任者

営業所等名  
役 職  
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：輸送事務室その他外壁等改修工事

委任者

住 所  
商号又は名称  
役 職  
代表者氏名

契約担当官

航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

特記仕様書

- 1 工事件名：輸送事務室その他外壁等改修工事
- 2 工事場所：航空自衛隊 高畑山分屯基地（宮崎県宮崎市大字本城4）
- 3 工期：契約締結日～令和7年3月31日
- 4 工事概要

工事場所	工種	項目	規格	数量	
輸送事務室	仮設工事	足場	枠組本足場 手すり先行方式 600枠	210 m <sup>2</sup>	
		養生	外壁改修	84 m <sup>2</sup>	
			屋上防水改修	87.8 m <sup>2</sup>	
		整理清掃後片付け	外壁改修	84 m <sup>2</sup>	
			屋上防水改修	87.8 m <sup>2</sup>	
	仮設材運搬	一式(車両整備工場外部足場込み)	551 m <sup>2</sup>		
	撤去工事	既存防水層撤去	アスファルト防水層	99.5 m <sup>2</sup>	
		シーリング撤去	建具周囲 10*10	67.8 m	
			コンクリート打継面 20*10	56.3 m	
		アルミ笠木撤去	一式	2.9 m <sup>2</sup>	
		固定金具撤去	一式	39 m	
	塗装工事	下地調整・仕上げ塗装	鋼製建具	5.7 m <sup>2</sup>	
			コンクリート面	93.9 m <sup>2</sup>	
	防水工事	ウレタン塗膜防水	平面（X-1 絶縁工法）	87.8 m <sup>2</sup>	
			立上がり部（X-2 圧着工法）	11.6 m <sup>2</sup>	
		シーリング充填	建具周囲 MS-2(変成シリコン系) 10*10	67.8 m	
			コンクリート打継面 MS-2(変成シリコン系) 20*10	56.3 m	
	車両整備工場	仮設工事	足場	枠組本足場 手すり先行方式 600枠	341 m <sup>2</sup>
			養生	外壁防水改修	118 m <sup>2</sup>
			整理清掃後片付け	外壁防水改修	118 m <sup>2</sup>
撤去工事		既存塗膜等の除去	高圧水洗浄30～50MPa程度	292 m <sup>2</sup>	
防水工事		ヒ <sup>レ</sup> アステンキャップ 交換	M10×50mm	1801 個	
		縦目地シーリング 充填	MS-2変成シリコン系 20*20	257 m	

その他	発生材処分	アスファルト防水層、シーリング (2.0m <sup>2</sup> )	1式
		ヒ <sup>レ</sup> アステンキャップ (1801個)	

5 一般共通事項

- (1) 本工事は、本仕様書による他、次の関係規定により施工するものとする。
  - ア 「公共建築工事標準仕様書」
  - イ 「公共建築改修工事標準仕様書」（以下、「建築改標仕」という。）
  - ウ 「宮繕工事写真撮影要領」
- (2) 提出書類
  - 工事に必要な書類は、監督官の指示する様式により遅滞なく提出するものとする。
- (3) 工事工程表
  - ア 請負業者は、工事の着工に先立ち工事工程表を作成し、監督官に提出するものとする。
  - イ 工事工程表を変更する必要がある場合は、当該部分の施工に先立ち、監督官の承認を受け修正するものとする。
- (4) 施工計画書
  - 請負業者は、総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督官に提出するものとする。
- (5) 施工図
  - ア 請負業者は、工事の着工に先立ち施工図を作成し、監督官に提出するものとする。
  - イ 現場の収まり、取り合いの関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議の上、新たに施工図を作成し、監督官の承認を受け、修正するものとする。
- (6) 材料の品質等
  - ア 本工事に使用する材料は、事前に監督官の検査を受けなければならない。また、必要に応じ公共建築改修工事標準仕様書によるほか、設計図書に定める所要の品質及び性能の証明となる資料を監督官に提出し、確認を受けるものとする。

許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	特記仕様書 (1/4)		
縮尺		図番	1/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			

イ 検査において不合格となった材料等については、直ちに現場外へ搬出するとともに、良品と交換し、再検査を受けるものとする。

(7) 工事の記録

ア 請負業者は、次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する場合、施工の記録、工事写真、見本を整備するものとする。

(ア) 施工によって隠蔽される等、後日の目視による検査が、不可能な場合又は容易でない部分の施工を行う場合

(イ) 一工程の施工を完了した場合

(ウ) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

イ 工事写真の撮影は、当該工事に関する部分以外の撮影を禁止する。写真は、施工中、後及び施工に際し隠蔽となる箇所、使用材料を撮影し、カラー印刷にてアルバム(A4版)に整理のうえ、提出するものとする。

ウ 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録するものとする。

(8) 監督・検査

ア 監督・検査は、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

イ 工事の既設部分検査、中間検査及び完成検査にあたっては、現場代理人の立会を要するものとする。

ウ 請負業者は、次の(ア)から(イ)に示す要件を全て満たした場合、工事完成通知書及び工事完成検査願を提出のうえ、完成検査を受けるものとする。

(ア) 設計図書に示す全ての工事が完了していること。

(イ) 監督官からは是正を受けた事項について、全て完了していること。

(ウ) 仕様書に定められた提出書類の整備が全て完了していること。

エ 検査の結果、不合格があった箇所については、速やかに是正し、再度検査を受けなければならない。

(10) 発生材(有価物)及び産業廃棄物の処理等

監督官が指示する場所に整理集積し、材質ごとに重量を計測後、発生材については発生材調書を添えて引き渡すものとする。なお、産業廃棄物を処分する場合は、最終処分までに生じた産業廃棄物管理票の写しを提出するものとする。

(10) 基地内における規定事項の遵守

ア 本工事の実施にあたっての入門及び行動は、交通法規及び基地規則を遵守して行うものとし、工事場所以外への立入りを禁止する。やむを得ず工事場所以外への立入りを必要とする場合は、監督官に確認のうえで行うものとする。

イ 火器を使用する場合は、火気使用申請書を提出するものとする。また、その際、消火器を準備し、安全対策の処置を行うものとする。

ウ 工事において、使用する水及び電気については、原則として請負業者が準備するものとする。

エ 仮設の建物を設置する必要がある場合は、監督官と調整し必要な処置を講ずるものとする。

(11) 図面等の取扱い

設計図書は、施工の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。なお、監督官より交付された設計図書は工事完成後、速やかに返却するものとする。

(12) 工事現場管理

ア 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。また、工事現場においては、常に整理整頓を心掛け、特に危険箇所の点検を実施する等、事故の未然防止に努めなければならない。

イ 請負業者は下請業者を採用する場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可書及び契約書等の写し(下請共)を工事現場に備えるとともに、監督官に提出する。

ウ 基地内の施設及び工作物、備品の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、速やかに官側へ報告し、請負業者の負担において原形に復旧するものとする。

エ 道路又はその付近で作業を実施する場合は、標示及び信号を設置する等の安全対策を講じなければならない。

許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び閲覧をさせてはならない。

工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	特記仕様書(2/4)		
縮尺		図番	2/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			

(13) 事故報告

請負業者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

6 特記事項

(1) 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、J I S規格があるものはそのもの、J I S規格の表示のない材料及びその製造者は、次のア～カの事項を満たすものとする。

ア 品質及び性能に関するデータが整備されていること。

イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

ウ 安定的な供給が可能であること。

エ 法令で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。

オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

カ 販売及び保守の営業体制が整えられていること。なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料の写しを監督官に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 本工事について、仕様書及び図面に明記のないものでも当然必要な事項等については、その都度、監督官と協議し、施工を実施するものとする。

(3) 仮設足場を設置する際は、労働安全衛生規則を遵守し、安全確保に努めること。

(4) 作業実施中は、安全帯、ヘルメットを着用し、転落防止に留意すること。

7 工 法

(1) 仮設工事

ア 足場

建築改標仕2章2節により、外部足場を設けるものとする。また、設置範囲は適切な施工を実施できる範囲とし、細部は請負業者の仕様による。

イ 養生

建築改標仕2章3節により、建築物、設備及び備品等が、工事中の汚損及び変色等により工事前の状態と異なる恐れがある場所は、適切な方法で養生するものとする。

ウ 整理清掃後片付け

当該作業が終了の都度、速やかに且つ入念に行うものとする。

(2) 撤去工事

ア 既存防水層の撤去

建築改標仕3章2節によるものとする。

イ シーリング撤去

既存のシーリングは、完全に撤去するものとする。

ウ アルミ笠木及び固定金具撤去

アンカーの撤去は、サンダー等により切断し、既存部に損傷を与えないように実施するものとする。

エ アスベスト塗材除去

建築改標仕9章1節によるものとする。

オ 既存塗膜等の除去

建築改標仕4章5節4. 5. 4により、高圧洗浄工法で行うものとし、施工箇所に応じて適切な工法で除去するものとする。

(3) 塗装工事

ア 下地調整

建築改標仕4章5節4. 5. 5による。

イ 仕上げ塗装

建築改標仕4章5節表4. 5. 1により、複層仕上塗材、複層塗材E、ゆず肌状、ローラー塗りとし、工法は建築改標仕4章5節4. 5. 6による。

許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	特記仕様書 (3/4)		
縮尺		図番	3/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			

(4) 防水工事

ア ウレタン塗膜防水

ウレタンゴム系塗膜防水工法とし、平面はX-1（絶縁工法）、立上がり部についてはX-2（密着工法）とする。また、細部の仕様については、主材料の製造所の仕様による。

イ シーリング充填

建築改標仕3章7節によるものとし、シーリング材の種類は、MS-2（変成シリコーン系）とする。

ウ ピアスステンキャップ交換

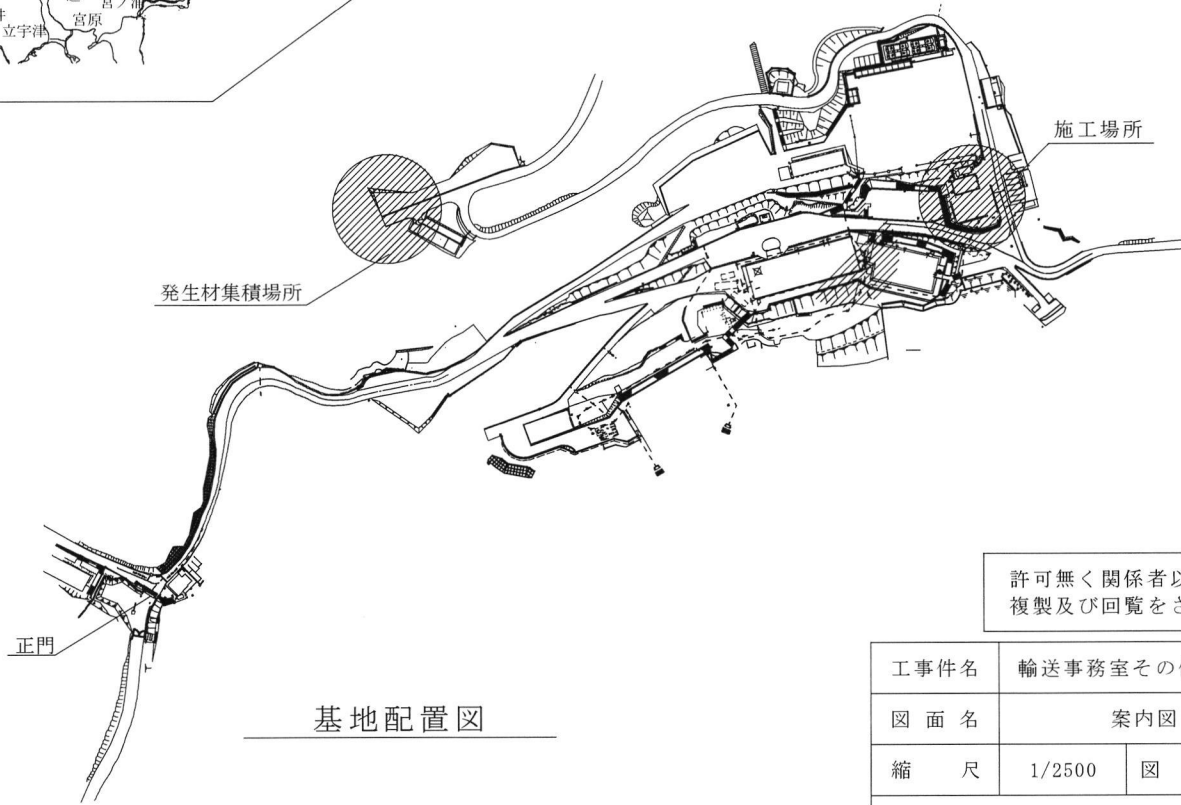
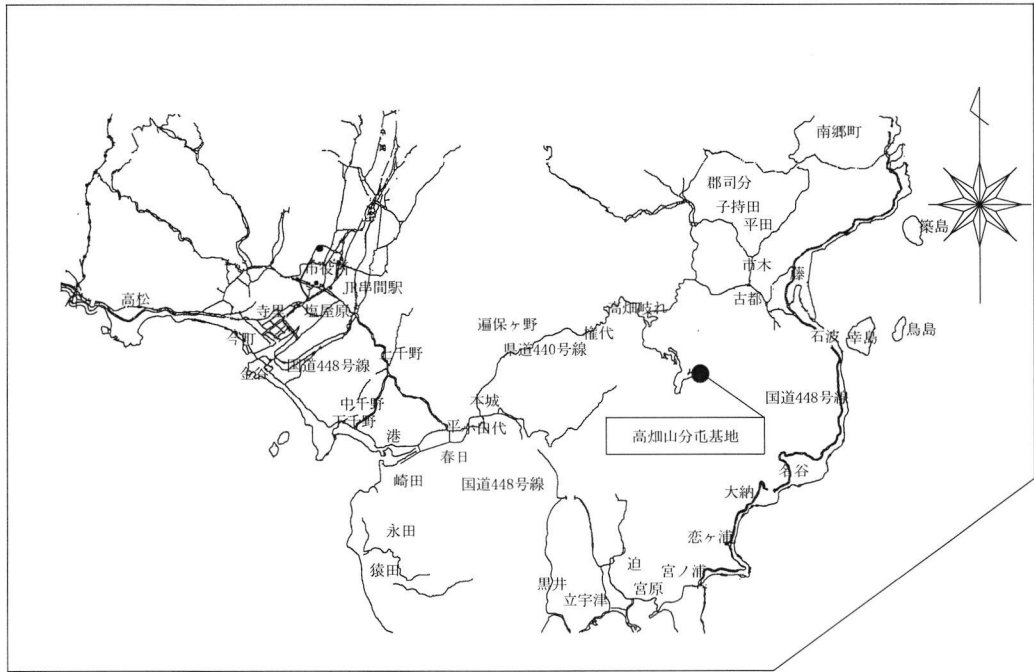
既設品（M10×50mm）を基準とし、同等以上のものとする。

8 その他

仕様書及びその他事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督官等と協議するものとする。

許可なく関係者以外に図面を貸出  
複製及び回覧をさせてはならない。

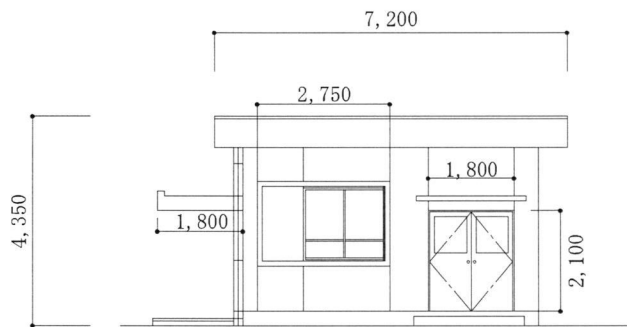
工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	特記仕様書（4/4）		
縮尺		図番	4/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			



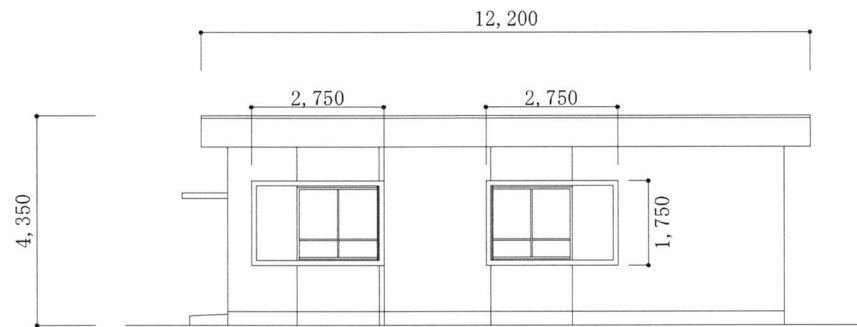
基地配置図

許可無く関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

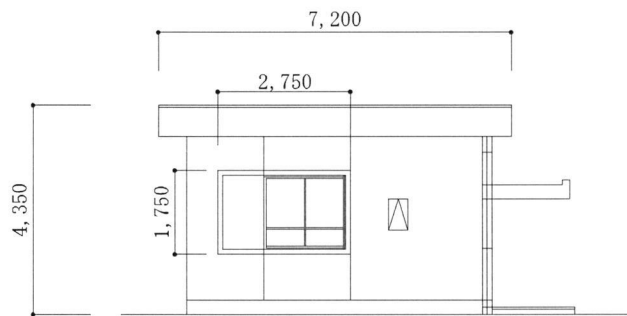
工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	案内図・配置図		
縮尺	1/2500	図番	5/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			



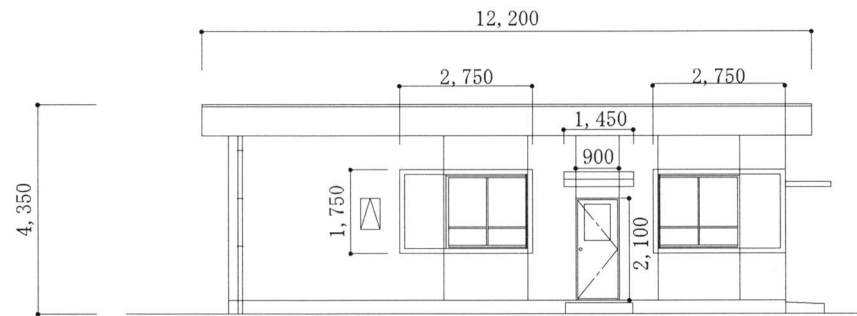
東側立面図



北側立面図



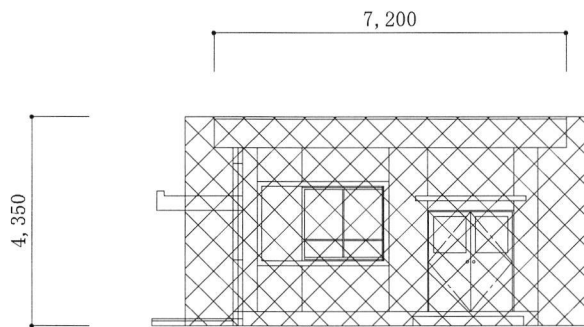
西側立面図



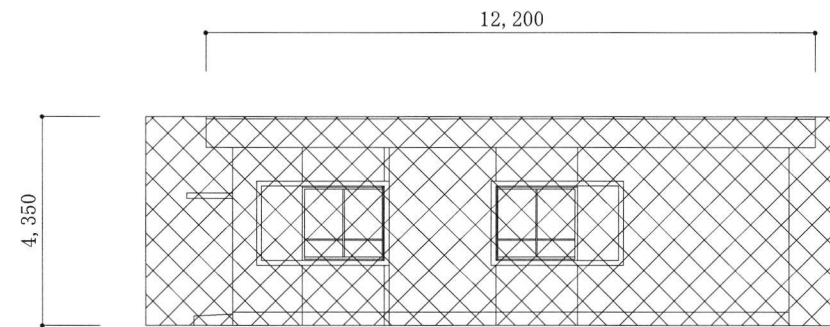
南側立面図

許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

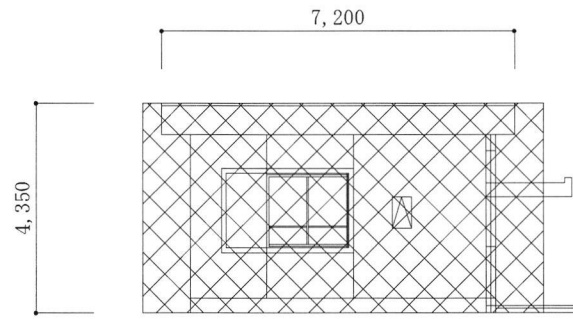
工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	輸送事務室立面図		
縮尺	1/150	図番	6/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			



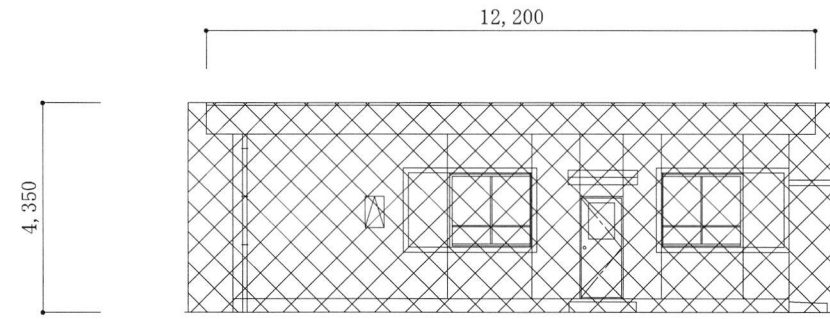
東側立面図



北側立面図



西側立面図



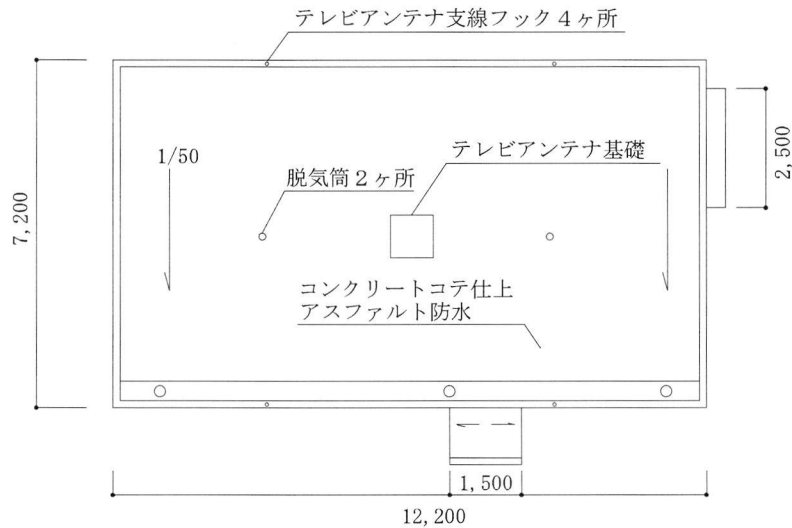
南側立面図

許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

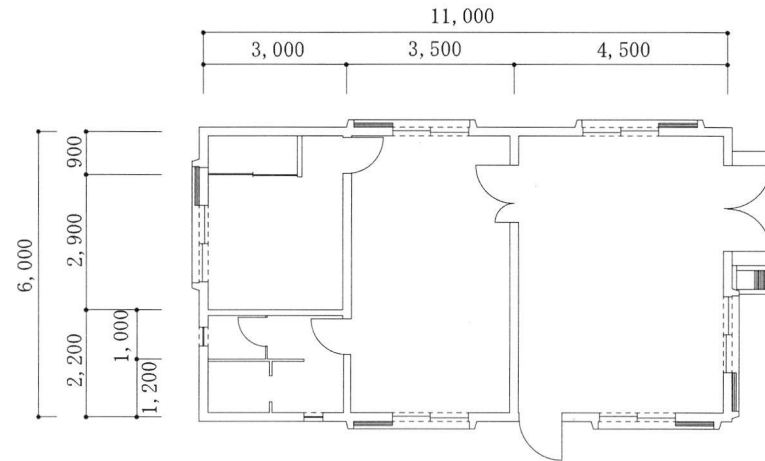
工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	輸送事務室足場設置図		
縮尺	1/150	図番	7/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			



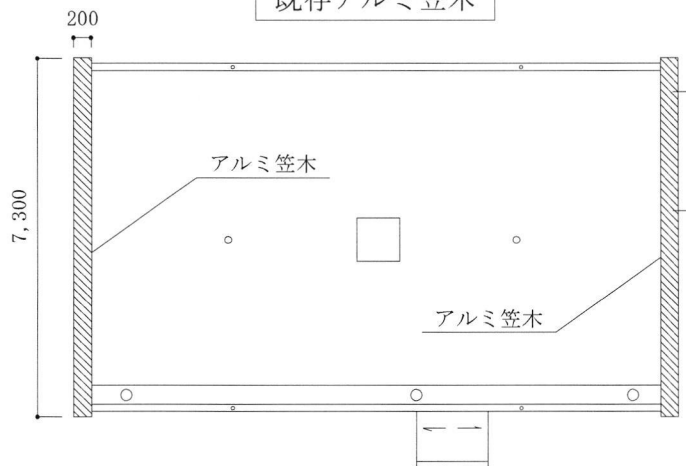
屋根伏図



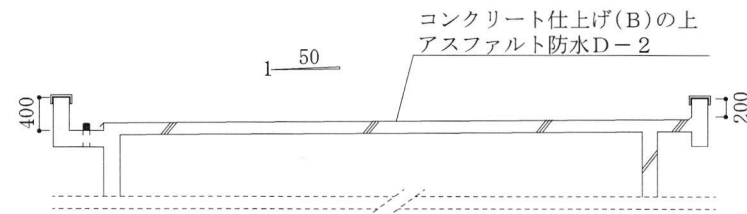
平面図



既存アルミ笠木

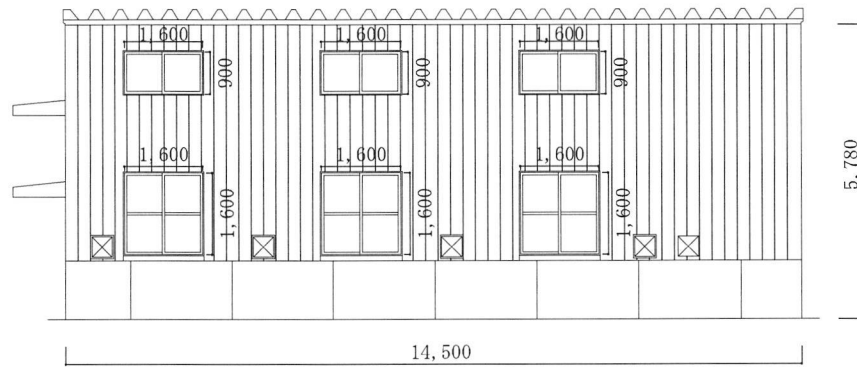


屋根断面図

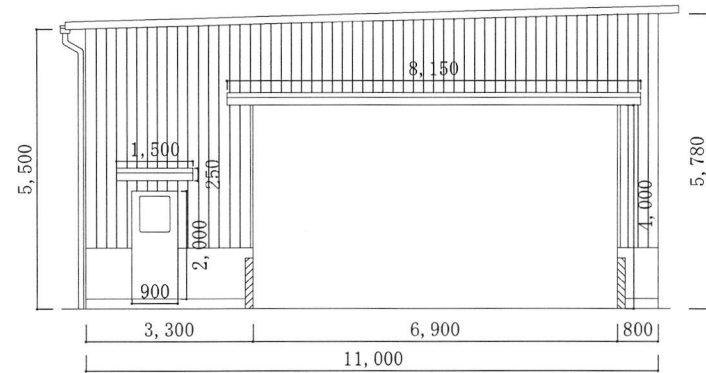


許可なく関係者以外に図面を貸出  
複製及び回覧をさせてはならない。

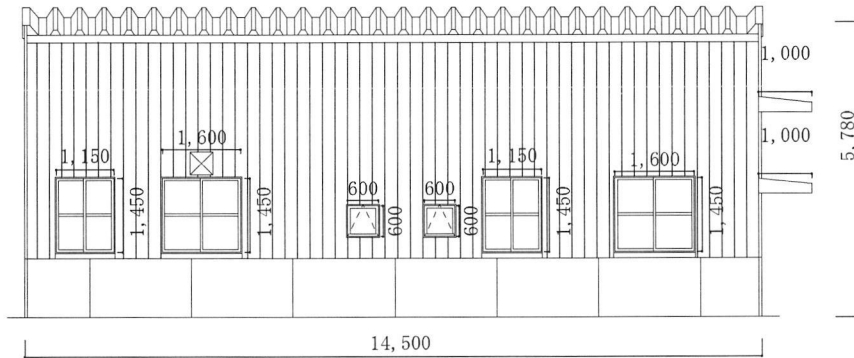
工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	図示		
縮尺	1/150	図番	8/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			



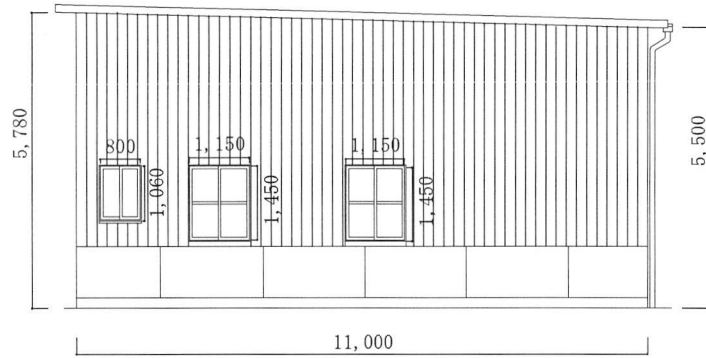
北側立面図



東側立面図



南側立面図

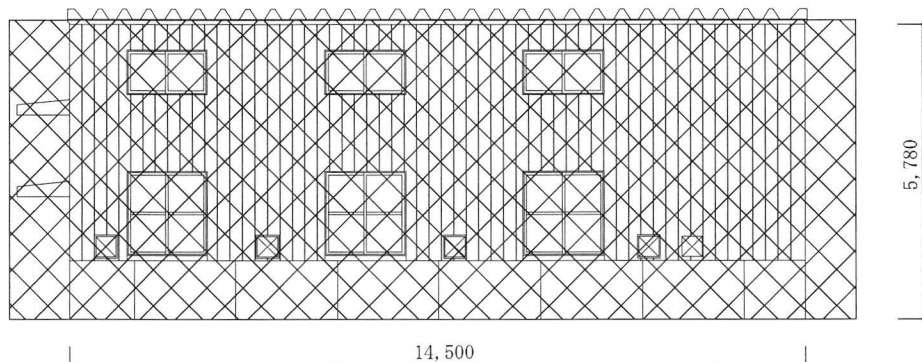


西側立面図

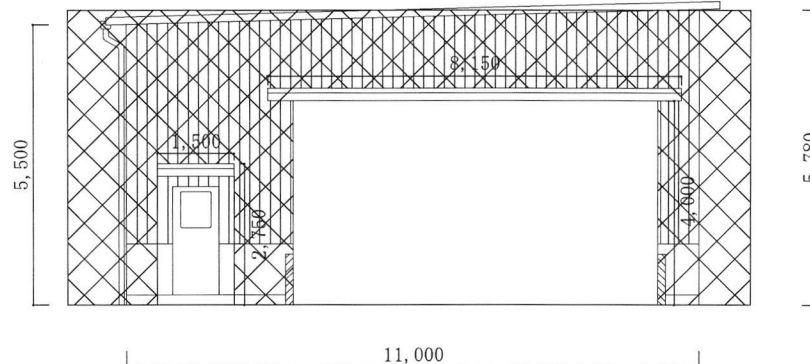
許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	車両整備工場立面図		
縮尺	1/100	図番	9/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			

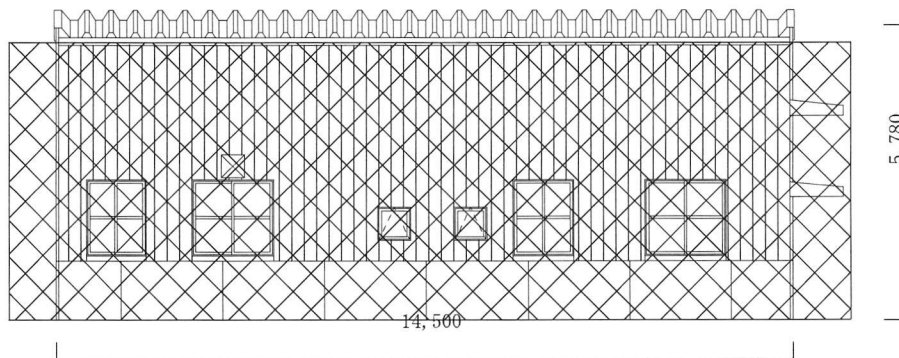
北側立面図



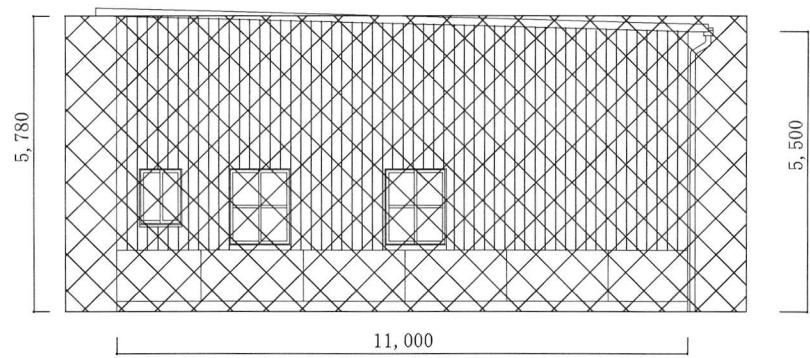
東側立面図



南側立面図



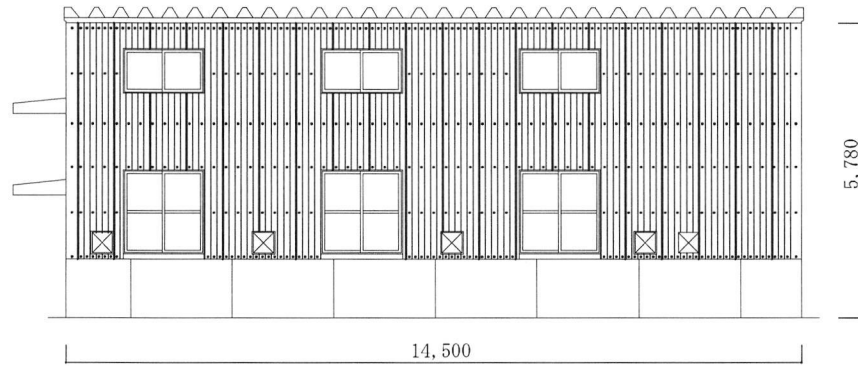
西側立面図



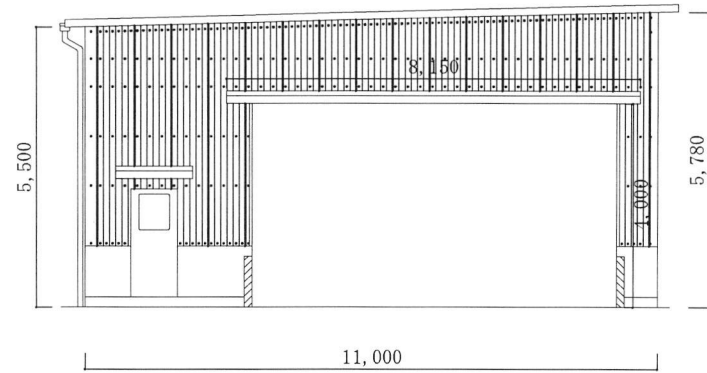
許可なく関係者以外に図面を貸出  
複製及び回覧をさせてはならない。

工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	車両整備工場足場設置図		
縮尺	1/100	図番	10/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			

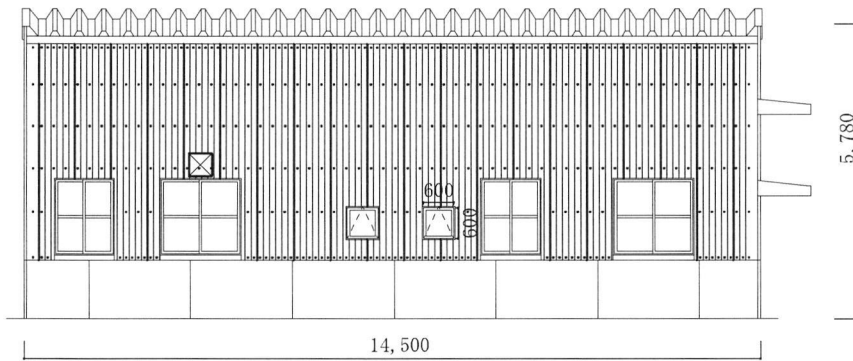
北側立面図



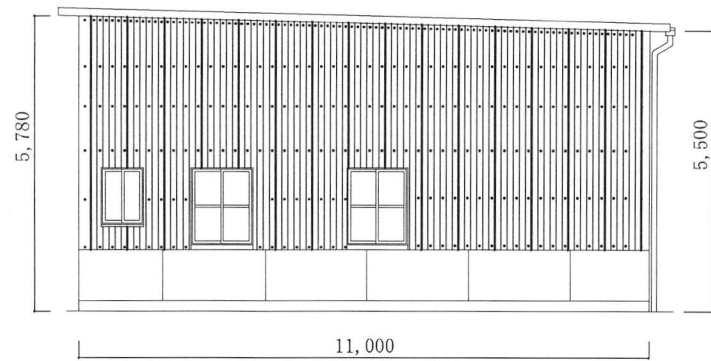
東側立面図



南側立面図



西側立面図



北側	○ ボルト数	639個
	— シーリング(20*20)	75.92m
東側	○ ボルト数	231個
	— シーリング(20*20)	37.71m
南側	○ ボルト数	547個
	— シーリング(20*20)	78.30m
西側	○ ボルト数	384個
	— シーリング(20*20)	64.09m
計	○ ボルト数	1801個
	— シーリング(20*20)	260.02m

許可なく関係者以外に図面を貸出複製及び回覧をさせてはならない。

工事件名	輸送事務室その他外壁等改修工事		
図面名	ヒ <sup>レ</sup> アステンキャップ <sup>®</sup> 交換・シーリング <sup>®</sup> 充填		
縮尺	1/100	図番	11/11
航空自衛隊 高畑山分屯基地			

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和6年4月24日付で入札公告のありました、輸送事務室その他外壁等改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面

以 上

同種の工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/JV(出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号 ) 無

- 注：1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配置予定の技術者

会社名

項目	主任技術者又は監理技術者	
氏名		
最終学歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法令による資格・免許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 ) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 ) 無

- 注：1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

## 工 程 表

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見



令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

## 工事費内訳書

工事件名：輸送事務室その他外壁等改修工事

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

# 工事内訳明細書

工事価格（税抜） : ¥ \_\_\_\_\_

うち、法定福利費 : ¥ \_\_\_\_\_

## 内訳

1 工事原価 : ¥ \_\_\_\_\_

(1) 純工事費 : ¥ \_\_\_\_\_

(ア) 直接工事費 : ¥ \_\_\_\_\_

(イ) 共通仮設費 : ¥ \_\_\_\_\_

(2) 現場管理費 : ¥ \_\_\_\_\_

2 一般管理費等 : ¥ \_\_\_\_\_

## ※留意事項

- ① 各区分に含まれる内容は、「公共建築工事積算基準」により振り分けし、積算をお願いします。
- ② 直接工事費及び共通仮設費の細部明細につきましては、各事業所様の様式により作成のうえ、工事費内訳書及び工事費内訳明細書に添付のうえ、提出をお願いします。
- ③ 法定福利費は、健康保険料、介護保険料、子ども子育て拠出金、厚生年金保険料及び雇用保険料の事業主負担分です。
- ④ 提出された工事費内訳書ほか一件書類は返却致しません。予めご了承下さい。
- ⑤ 本内訳明細に記載された金額を基に、低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査の対象工事にあつては、その該当の有無を判断致します。細部、基準等については、防衛省ホームページにおいて公表されております。